

岩手県告示第 305 号

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1028号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後												
<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="142 517 769 1097"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="142 517 769 568">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 571 456 1048"> 法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合 （一関市にあつては、<u>一関市</u>の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。） </td> <td data-bbox="458 571 769 1048">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="142 1050 769 1097">[略]</td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合 （一関市にあつては、 <u>一関市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]	[略]		<p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" data-bbox="826 517 1460 1097"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="826 517 1460 568">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 571 1141 1048"> 法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合 （一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、<u>東磐井郡にあつては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人</u>に限る。） </td> <td data-bbox="1142 571 1460 1048">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="826 1050 1460 1097">[略]</td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合 （一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、 <u>東磐井郡にあつては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人</u> に限る。）	[略]	[略]	
[略]													
法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合 （一関市にあつては、 <u>一関市</u> の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。）	[略]												
[略]													
[略]													
法人の主たる事務所が一関市、西磐井郡及び東磐井郡の区域内に所在する場合 （一関市にあつては一関市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、 <u>東磐井郡にあつては東磐井郡の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人</u> に限る。）	[略]												
[略]													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													